

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	県固定資産税 (大規模償却資産)	不動産取得税
グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例	H24.10	国際戦略総合特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、国税の優遇措置が適用される建物及びその敷地を取得した場合	次の市町の一部区域 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、糸島市、志免町、小竹町、筑前町、大刀洗町、広川町、荏田町、みやこ町、上毛町、築上町	—	—	課税免除 (税率：土地3%、建物4%) ・土地については、当該建物に係る部分のみ ・不動産取得の期限：令和6年3月31日まで

〈補助金・助成金・奨励金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件				
					補助対象事業等	補助額等	限度額		
福岡県グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金	H25.6	特区事業者により部品や素材を供給する、福岡県内で事業を行う中小企業 ※中小企業：中小企業基本法第2条第1項に規定する者	①・②の両方を満たすこと ①設備等の取得額の合計が生産設備の場合は500万円以上、開発設備の場合は250万円以上 ②特区事業者でない	県内全域	県内で新設または増設する設備等の購入、設置等の経費 なお、土地・建物等の取得経費は除く	対象経費の合計額の15%＜25%以内 ※＜ ＞内は特例枠：半導体、蓄電池（車載用）、洋上風力発電機、水素エネルギーに関する一定の専業の用に供する設備を取得する場合	400万円＜600万円＞		
福岡県企業立地促進交付金 ●製造・事業施設に対する交付金	H8.5	移転 (※1)	製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業（コンタクトセンターを除く）、データセンター、デザイン業、機械設計業	県内全域	1. 業務施設の床面積（㎡）×3,000円 2. 社宅の取得・改修費（※2）の2% 3. 社宅の年間賃借額（※3）の1/2 4. 県民1名×30万円（操業から3年間の雇用が対象）	5億円			
		新設または増設	製造業（※4）				①・②の両方を満たすこと ①設備投資額5億円以上（土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額） ②県民の新規雇用5人以上（※5）	1. 設備投資額の2% なお、特例①の場合2.5%、特例②の場合3% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3. 社宅の取得・改修費（※2）の2% 4. 社宅の年間賃借額（※3）の1/2 5. 県民1名×30万円（操業から3年間の雇用が対象） ・上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる（下表参照） ・なお、グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%加算	1億5,000万円 ※設備投資額50億円以上かつ県民の新規常用雇用50人以上の場合、3億円 ※設備投資額50億円以上かつ県民の新規常用雇用100人以上の場合、5億円 ※特例① 設備投資額100億円以上かつ県民の新規常用雇用150人以上の場合、8億円 ※特例② 設備投資額300億円以上かつ県民の新規常用雇用300人以上の場合、10億円
		道路貨物運送業、データセンター (※6)	①・②の両方を満たすこと ①設備投資額3億円以上（土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額） ②県民の新規雇用5人以上（※5）				1. 設備投資額の2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3. 社宅の取得・改修費（※2）の2% 4. 社宅の年間賃借額（※3）の1/2 5. 県民1名×30万円（操業から3年間の雇用が対象） ・上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる（下表参照）	1億円	

			ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業(コンタクトセンターを除く)、デザイン業、機械設計業	①・②の両方を満たすこと ①設備投資額1千万円以上(土地を除く)または設備機器年間賃借料200万円以上 ②県民の新規雇用5人以上(※5)	1. 設備投資額の2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3. 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4. 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5. 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) ・上記1~5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(下表参照) ・なお、グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%加算	1億円
			コンタクトセンター	①・②の両方を満たすこと (北九州市・福岡市の場合) ①設備投資額3,000万円以上(土地を除く)または設備機器年間賃借料600万円以上 ②県民の新規雇用50人以上(※5) (北九州市・福岡市以外の場合) ①設備投資額1,000万円以上(土地を除く)または設備機器年間賃借料200万円以上 ②県民の新規雇用10人以上(※5)	1. 設備投資額の2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3. 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4. 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5. 県民1名×30万円(操業から1年間の雇用が対象) ・上記1~5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(下表参照)	1億円
福岡県企業立地促進交付金 ●製造・事業施設に対する交付金(特例産業)		新設または増設	製造業	航空宇宙関連 ①-1又は①-2・②・③の全てを満たすこと ①-1 航空機・同附属品製造業、宇宙機器産業 ①-2 上記①-1の事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が50%を超えるもの ② 設備投資額5億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③ 県民の新規雇用10人以上(※5)	1. 設備投資額の2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2(3年間) 3. 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4. 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5. 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) ・上記1~5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(下表参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に8%加算	10億円 ※設備投資額300億円以上の場合、20億円 ※設備投資額500億円以上の場合、30億円 ※設備投資額1,000億円以上の場合、50億円
			グリーンデバイス(半導体)関連	①-1又は①-2・②・③の全てを満たすこと ①-1 半導体素子、半導体デバイス、半導体モジュール製造業 ①-2 上記①-1の事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が50%を超えるもの又は半導体製造装置製造業 ② 設備投資額5億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③ 県民の新規雇用10人以上(※5)	1. 設備投資額の2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3. 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4. 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5. 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) ・上記1~5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(下表参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に3%加算 ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%加算	10億円 ※設備投資額300億円以上の場合、20億円 ※設備投資額500億円以上の場合、30億円 ※設備投資額1,000億円以上の場合、50億円
			蓄電池関連	①・②・③の全てを満たすこと ① 蓄電池製造業	1. 設備投資額の2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3. 社宅の取得・改修費(※2)の2%	10億円 ※設備投資額300億円以上の場合、20億円

			<p>② 設備投資額 100 億円以上（土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額）</p> <p>③ 県民の新規雇用 50 人以上（※5）</p>	<p>4. 社宅の年間賃借額（※3）の 1/2</p> <p>5. 県民 1 名×30 万円（操業から 3 年間の雇用が対象）</p> <p>・上記 1～5 の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる（下表参照）</p> <p>※特例産業に該当する場合は上記 1 に市町村の財政力指数を加味した交付率に 3% 加算</p> <p>※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記 1 に市町村の財政力指数を加味した交付率に 5% 加算</p>	<p>※設備投資額 500 億円以上の場合、30 億円</p> <p>※設備投資額 1,000 億円以上の場合、50 億円</p>
		<p>バイオ関連（製薬製造、バイオものづくり）</p> <p>※バイオものづくりとは、遺伝子技術を活用し、微生物や動植物等の細胞によって物質を生産すること。</p>	<p>①・②・③の全てを満たすこと（製薬製造）</p> <p>① 医薬品製造業</p> <p>② 設備投資額 90 億円以上（土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額）</p> <p>③ 県民の新規雇用 20 人以上（※5）（バイオものづくり）</p> <p>① 微生物などの生物の能力を活用した有用物質の製造（製造された有用物質を加工した原料の製造も含む）</p> <p>② 設備投資額 5 億円以上（土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額）</p> <p>③ 県民の新規雇用 10 人以上（※5）</p>	<p>1. 設備投資額の 2%</p> <p>2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2</p> <p>3. 社宅の取得・改修費（※2）の 2%</p> <p>4. 社宅の年間賃借額（※3）の 1/2</p> <p>5. 県民 1 名×30 万円（操業から 3 年間の雇用が対象）</p> <p>・上記 1～5 の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる（下表参照）</p> <p>※特例産業に該当する場合は上記 1 に市町村の財政力指数を加味した交付率に 8% 加算</p>	<p>10 億円</p> <p>※設備投資額 300 億円以上の場合、20 億円</p> <p>※設備投資額 500 億円以上の場合、30 億円</p> <p>※設備投資額 1,000 億円以上の場合、50 億円</p>
		<p>洋上風力発電機関連</p>	<p>①-1 又は①-2・②・③の全てを満たすこと</p> <p>①-1 洋上風力発電機製造業</p> <p>①-2 上記①-1 の事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が 50%を超えるもの</p> <p>② 設備投資額 5 億円以上（土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額）</p> <p>③ 県民の新規雇用 10 人以上（※5）</p>	<p>1. 設備投資額の 2%</p> <p>2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2</p> <p>3. 社宅の取得・改修費（※2）の 2%</p> <p>4. 社宅の年間賃借額（※3）の 1/2</p> <p>5. 県民 1 名×30 万円（操業から 3 年間の雇用が対象）</p> <p>・上記 1～5 の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる（下表参照）</p> <p>※特例産業に該当する場合は上記 1 に市町村の財政力指数を加味した交付率に 3% 加算</p> <p>※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記 1 に市町村の財政力指数を加味した交付率に 5% 加算</p>	<p>10 億円</p> <p>※設備投資額 300 億円以上の場合、20 億円</p> <p>※設備投資額 500 億円以上の場合、30 億円</p> <p>※設備投資額 1,000 億円以上の場合、50 億円</p>
		<p>水素エネルギー関連</p>	<p>①-1 又は①-2・②・③の全てを満たすこと</p> <p>①-1 水電解装置、FC モビリティ、燃料電池、水素ステーション製造業</p> <p>①-2 上記①-1 の事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が 50%を超えるもの</p> <p>② 設備投資額 5 億円以上（土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額）</p> <p>③ 県民の新規雇用 10 人以上（※5）</p>	<p>1. 設備投資額の 2%</p> <p>2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2</p> <p>3. 社宅の取得・改修費（※2）の 2%</p> <p>4. 社宅の年間賃借額（※3）の 1/2</p> <p>5. 県民 1 名×30 万円（操業から 3 年間の雇用が対象）</p> <p>・上記 1～5 の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる（下表参照）</p> <p>※特例産業に該当する場合は上記 1 に市町村の財政力指数を加味した交付率に 3%加算</p>	<p>10 億円</p> <p>※設備投資額 300 億円以上の場合、20 億円</p> <p>※設備投資額 500 億円以上の場合、30 億円</p> <p>※設備投資額 1,000 億円以上の場合、50 億円</p>

						※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記 1 に市町村の財政力指数を加味した交付率に 5%加算	
		データセンター	データセンター	①・②の両方を満たすこと ① 設備投資額 50 億円以上（土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額） ② 県民の新規雇用 10 人以上（※5）		1. 設備投資額の 2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3. 社宅の取得・改修費（※2）の 2% 4. 社宅の年間賃借額（※3）の 1/2 5. 県民 1 名×30 万円（操業から 3 年間の雇用が対象） ・上記 1～5 の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる（下表参照） ※特例産業に該当する場合は上記 1 に市町村の財政力指数を加味した交付率に 8%加算	10 億円 ※設備投資額 300 億円以上の場合、20 億円 ※設備投資額 500 億円以上の場合、30 億円 ※設備投資額 1,000 億円以上の場合、50 億円
福岡県企業立地促進交付金 ●特定業務施設に対する交付金 ※上記交付金との併用可 (本社機能部門(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門など)を有する施設)		移転・新設・増設	(上記対象業種含む) 全業種 なお、風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業の事業者を除く	本社機能に従事する従業員が 10 人(中小企業者 5 人)以上増加し、そのうち 5 人(中小企業者 3 人)以上が県民の新規雇用であること(※5)		1. 設備投資額の 2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3. 社宅の取得・改修費（※2）の 2% 4. 社宅の年間賃借額（※3）の 1/2 5. 県民 1 名(移転者含む)×30 万円(操業から 3 年間の雇用が対象) ・上記 1～5 の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(下表参照) ・なお、グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記 1 に市町村の財政力指数を加味した交付率に 5%加算	(研究開発部門以外) 1 億円 (研究開発部門) 5 億円 なお、設備分交付額(左記 1～4)の限度額は 1 億 5,000 万円

(※ 1) 福岡県内の工場等が、同じく福岡県内の別の場所に移転する場合

(※ 2) 社宅を 5 戸(中小企業者 3 戸)以上取得若しくは改修する場合

(※ 3) 社宅を 5 戸(中小企業者 3 戸)以上賃借する場合

(※ 4) 「特例産業」に該当するものは、交付率及び限度額の引き上げあり

(※ 5) ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 2 条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を 1 名につき 1.5 名で算定する。

(※ 6) データセンターについては、設備投資額 50 億円以上かつ県民の新規雇用 10 人以上の場合は、交付率及び限度額の引き上げあり

※ 財政力指数と交付率

市町村の財政力指数	交付率
0.77 以上	1/2
0.63 以上 0.77 未満	3/4
0.63 未満	1

※ 詳しくはこちら(福岡県企業立地情報)